

◆須坂市民ギャラリー臥竜公園 使用料◆（2026.4.1改訂）

赤字は2026.4.1～の料金（ ）黒字は旧料金

①使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合 <9:00～22:00>

区分	1日あたり(円)
須坂市民ギャラリー臥竜公園	5,530(3,070)

②使用者が、入場料等を徴収して使用する場合又は営利を目的とする場合 <9:00～22:00>

区分	1日あたり(円)
須坂市民ギャラリー臥竜公園	11,060(6,140)